

省令 17 条 6 項一号の考察余話

1. 本稿の要旨

8.28 の本欄で、省令 17 条 6 項の第一号（「付表技術」）が最新版 WA (Wassenaar Arrangement) の SL (Sensitive List) と整合しないという問題を論じました。

なぜこのような不整合が生じたのかを考えるうち、目に留まったのが 17 条 1 項二号の条文です。御覧の通り、両者は双子のようにソックリです。しかも共に「付表技術」。

おそらく **17 条 1 項二号のプログラム版**ということで、**WA 条文をきちんと読むのをサボって安直にやっつけてできたのが 17 条 6 項一号ではないかと**推測します。

| |
|---|
| 【省令 17 条 1 項二号】 |
| 第 4 条第二号、第十二号ハ若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。） … 「付表技術」 |
| 【省令 17 条 6 項一号】 |
| 第 4 条第二号、第十二号ハ若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものを設計するためのプログラム … 「付表技術」 |

ところが調べてみるとネタ元である **17 条 1 項二号も、SL との不整合がある**ようです。今回はこの問題を掘り下げてみたいと思います。

2. 省令 17 条 1 項二号と WA 規定の対応関係

(なお本稿で引用する WA 条文は 2018 年版のものです。これが 2020 年 1 月施行省令に対応します)

同号の WA 項番は 1.E.1 です。具体的条文を見ると

| |
|---|
| <p>【BL の 1.E.1】</p> <p>"Technology" according to the General Technology Note for the "development" or "production" of equipment or materials <u>specified by 1.A.2. to 1.A.5., 1.A.6.b., 1.A.7., 1.B. or 1.C.</u></p> |
| <p>【SL の 1.E.1】</p> <p>"Technology" according to the General Technology Note for the "development" or "production" of equipment and materials <u>specified by 1.A.2. or 1.C. of this List.</u></p> |

ポイントは 2 つの下線部の違いですね。

SL 側の下線部に関する対応関係を表にまとめました。

| | 貨物規制の | | 技術規制の項番 (日本の) |
|------------|--------------------------|-----------------|-----------------------|
| | WA の細目項番 | 省令項番 | |
| SL の 1.A.2 | 1.A.2.a.1.* ¹ | 14 条一号 | 15 項(1)/省令 27 条 1 項一号 |
| SL の 1.C | 1.C.1.* ¹ | 14 条二号 | 同上 |
| | 1.C.7.c. | 4 条十二号ハ・ニ | 5 項(1)/省令 17 条 1 項二号 |
| | 1.C.10.c. & 1.C.10.d. | 4 条十五号ハ・ニ | 同上 |
| | 1.C.12.a. | 1 条一号 (プルトニウム) | 2 項(1)/省令 1 条 1 項一号 |
| | 1.C.12.b.* ¹ | 14 条三号 (ネプツニウム) | 15 項(1)/省令 27 条 1 項一号 |

* 1 を附したものは VSL にも掲載。その設計・製造の Technology も VSL 技術ということになりますから、外為令では 15 項が対応します。

| |
|---|
| <p>【VSL の 1.E.1】</p> <p>"Technology" according to the General Technology Note for the "development" or "production" of equipment and materials <u>specified by 1.A.2. or 1.C. of this List.</u></p> |
|---|

問題は、SL の 1.E.1. で 1.A.2.a.2 (省令 4 条二号に対応) が言及されていないということです。だとすれば省令 4 条二号貨物の技術は、付表技術から外されるべきではないでしょうか？

3. SL に 1.A.2.a.2 が含まれていない？

実は 2016 年版までは含まれていました。2017 年 12 月の改訂で削られたのです。

| | | |
|----------------------|-----------|---|
| 【2016 年までの SL (抜粋)】 | | 1. A. 2. a. 1 と 1. A. 2. a. 2 の両方を含む |
| Category 1 | 1.A.2. | "Composite" structures or laminates... |
| 【2017 年改訂版の SL (抜粋)】 | | 1. A. 2. のうち細目 a. 1 のみに SL 対象範囲が縮小されている |
| Category 1 | 1.A.2.a.1 | "Composite" structures or laminates made from an organic "matrix" and "fibrous or filamentary materials" specified by 1.C.10.c. or 1.C.10.d |

この WA 改訂は、通常の政省令改正サイクルなら、2019 年 1 月施行版に反映されるべきところ、改正時に見落とされたまま今日に至ったものと私は見ています。

4. 反映されるべき条項は何か

我が国の規定中、SL からの 1.A.2.a.2 削除の反映が必要と思われるものをピックアップしてみました。

| | |
|--|---|
| 告示貨物 | 5の項(18) 第4条 第二号又は第十五号 ハ若しくはニ |
| 貨物等省令 17条1項二号 | 第四条 第二号 、第十二号ハ若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。) |
| 17条1項三号 | 第四条 第三号第二号 から第十六号までのいずれかに該当するもの(前号に該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。) |
| 使用技術告示 三号3 | 輸出令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条 第二号 又は第十二号ハ若しくはニのいずれかに該当するもの |
| 包括許可取扱要領 別表A 5の項(18)のうちと地域②の扱いが「特定」となるもの | 輸出令別表第1の5の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条 第二号 又は第15号ハ若しくはニに該当するもの |

SLの変更1個の影響がかくも多岐にわたるとは驚きです。あるいは上記でもまだモレがあるかもしれません。

なお貨物等省令17条6項関係の規定も、ドミノ現象で相当の変更が考えられるところですが今回は触れておりません。